

京都府農林水産業人材確保・育成戦略 (中間案)

～魅力ある京都府農林水産業の実現に向けて～

第1 戦略策定の趣旨

第2 担い手の構造変化と現状

第3 人材確保・育成施策の取組状況と課題

第4 今後育成すべき担い手像

第5 施策の基本的な方向性

第6 分野ごとの具体的な施策

第7 計画期間及び目標数値

第8 農林水産業人材確保・育成戦略策定検討委員会の開催

第1 戦略策定の趣旨

農林漁業・農山漁村は、府民の食生活を支える基盤として、安心・安全で安定的に食料を供給するとともに、自然環境の保全に貢献し、美しい景観や伝統的な風景を保持する重要な役割を果たしていますが、農林漁業・農山漁村を支える担い手の数は減少、高齢化が加速化しており、生産基盤の弱体化や地域コミュニティの衰退、農地・森林の管理不足、国土保全機能の低下などが懸念されています。

また、農のあるくらし志向者や定年帰農者など、農林漁業への関わり方も変化が見られ、食料の安定的生産・供給を担う専門的な人材に加え、地域社会の維持を図る兼業的な人材や様々な形で農林漁業に関わる多様な人材を確保・育成する必要があり、農林漁業の分野を超え、産学公民の連携による効果的な人材確保・育成施策を構築し、農林漁業の成長産業化及び農山漁村の維持・活性化を図ることを目的として策定する。

第2 担手の構造変化と現状

京都府内における就業人口は、平成7年(1995年)をピークに減少し続けており、令和2年(2020年)には1,086,427人まで減少している一方、農林漁業の就業者の占める割合は減少し続けており、令和2年には2.0%となっている。(図1)

◆就業者数 平成2年(1990年)1,273,483人 → 令和2年(2020年)1,086,427人

◆農林漁業就業者の占める割合 平成2年(1990年)3.6% → 令和2年(2020年)2.0%

また、京都府内における農林漁業産出額も気候変動による減収や価格高騰により、数年単位で大きな増減が見られるものの、全体的に減少している。(図2)

一方、詳細は後述するが、規模拡大や安定経営を図るため、経営を法人化した企業の経営体・会社経営体が増えるなど構造の変化も進んでいる。

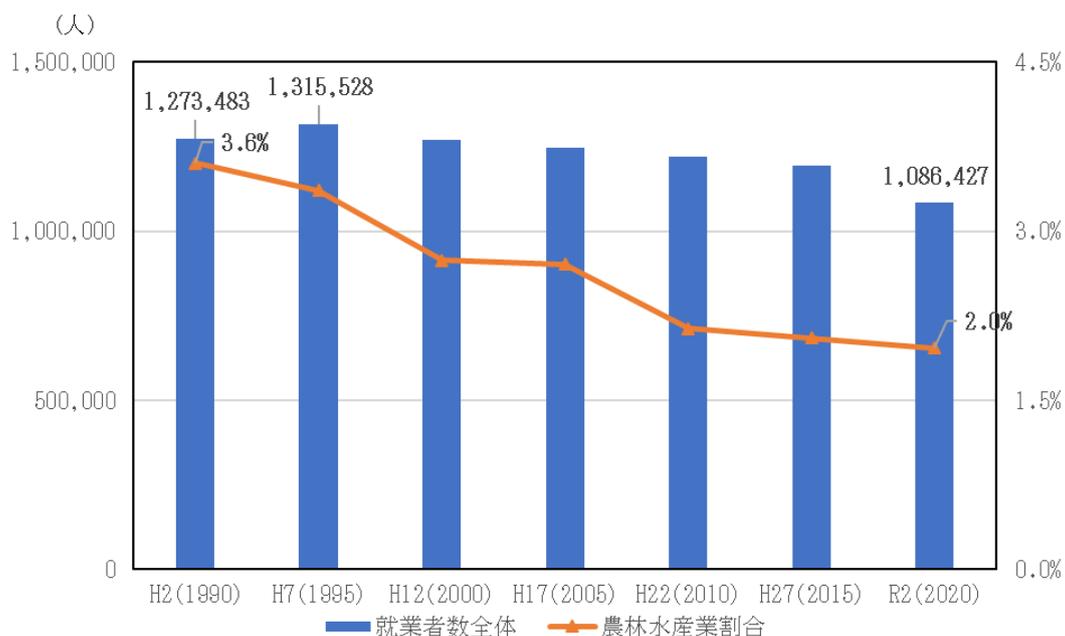


図1 京都府内における就業者数及び農林漁業の占める割合の推移 (出典：国勢調査)

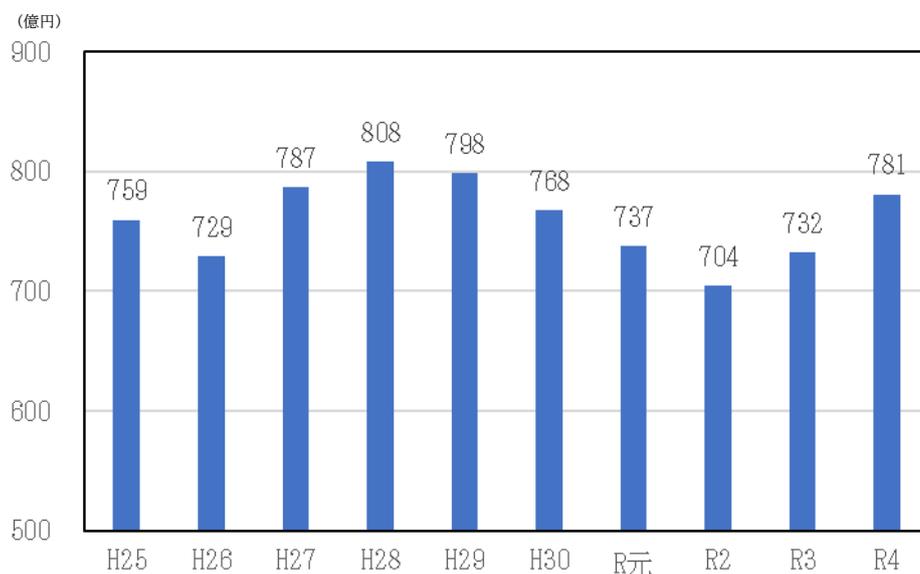


図2 京都府における農林漁業産出額の推移 (出典：農林水産省)

1 農林漁業の担い手の状況

(1) 農業（茶業、畜産業）

基幹的農業従事者は、過去 30 年間で約 44 ポイント減少している。また、基幹的農業従事者に占める 60 歳以上の割合は、過去 30 年間で 21.5 ポイント増加している。

(図 3)

◆基幹的農業従事者数 平成 3 年(1990 年)26,877 人→令和 2 年(2020 年)15,130 人

◆上記のうち 60 歳以上の割合 平成 2 年(1990 年)63.2%→令和 2 年(2020 年)84.7%

担い手の確保状況についてであるが、多少の増減はあるものの、毎年 160 人程度が新規就農・就業(図 4)している。

常時雇用を行う企業的経営体は、この 10 年で約 16%増加(表 1)している一方、1 経営体あたりの経営耕地面積は約 32 ポイント拡大(表 2)するなど、大規模経営体への農地の集積が進んでいる。

◆平成 22 年(2010 年)295 経営体、0.99ha→令和 2 年(2020 年)343 経営体、1.31ha

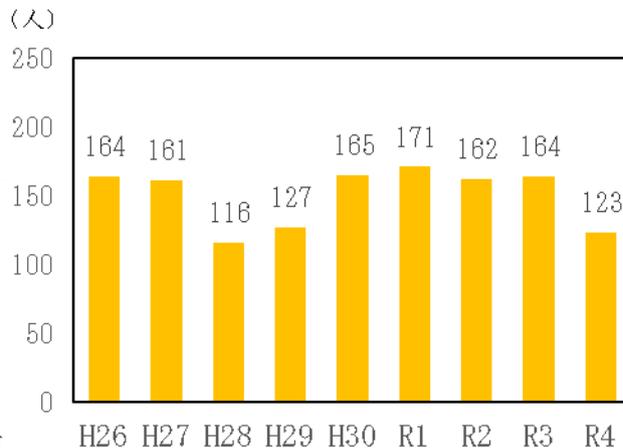
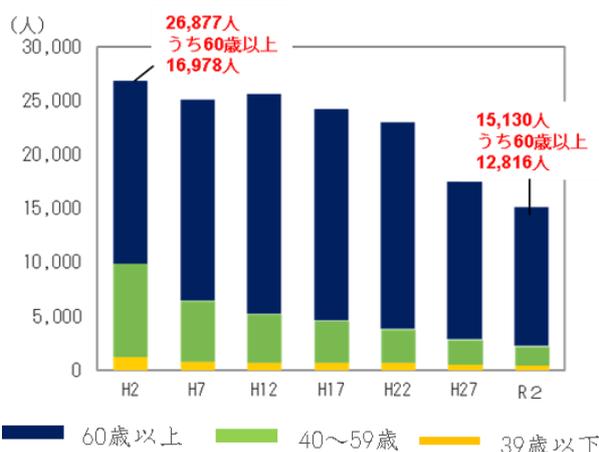


図 3 京都府における基幹的農業従事者数の推移

図 4 新規就農・就業者数の推移

表 1 企業的経営体数の推移

単位：経営体

| | 平成22年(2010年) (A) | 令和2年(2020年) (B) | 増加数 (B-A) | 増加率 (B/A) |
|-----------------------|---------------------|--------------------|--------------|--------------|
| 企業的経営体数 (常時雇用経営体数) | 295 | 343 | 48 | +16.3% |

表 2 1 経営体あたりの経営耕地面積の推移

単位：ha/経営体

| 平均耕地面積 | 平成22年(2010年) (A) | 令和2年(2020年) (B) | 増加数 (B-A) | 増加率 (B/A) |
|----------|---------------------|--------------------|--------------|--------------|
| 平均経営耕地面積 | 0.99 | 1.31 | 0.32 | +32.3% |

(出典：農林業センサス)

茶業は、経営農家戸数は過去 30 年間で約 78%ポイント減少している一方、1 戸当たりの経営面積は過去 30 年間で約 4.2 倍となり、経営規模拡大が進んでいる。(図 5)

◆経営農家戸数 平成 5 年(1993 年)2,960 戸→令和 5 年(2023 年)645 戸

◆1 戸当たりの経営面積 平成 5 年(1993 年)0.55ha/戸→令和 5 年(2023 年)2.33ha/戸

担い手については、増減はあるものの、毎年 9 名程度の新規就農・就業者を確保(図 6)している。

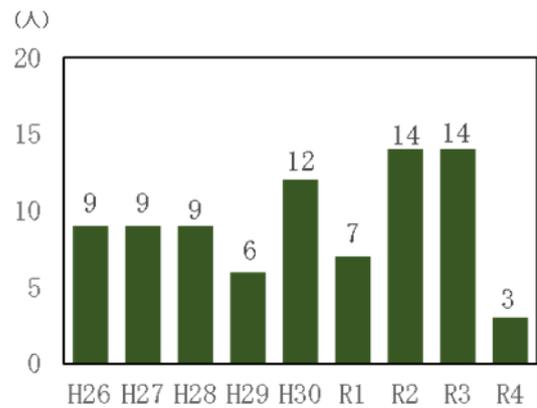
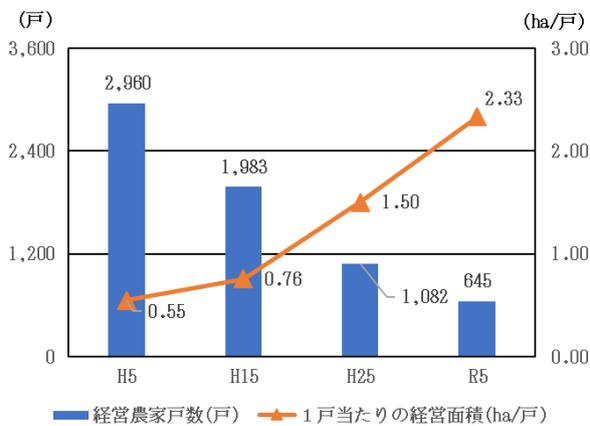


図 5 茶業の経営農家戸数及び1 戸当たりの経営面積の推移

図 6 茶業の新規就農・就業者数の推移

(出典：京都府農林水産部農産課・経営支援・担い手育成課)

畜産業は、乳用牛飼養戸数は過去 30 年間で約 84 ポイント減少している一方、1 戸当たりの飼養頭数は過去 30 年間で約 3 倍となり、経営規模拡大が進んでいる。

(図 7)

◆乳用牛飼養農家戸数 平成 2 年(1990 年)324 戸→令和 2 年(2020 年)51 戸

◆1 戸当たりの乳用牛飼養頭数 平成 2 年(1990 年)26.5 頭/戸→令和 2 年(2020 年)80.1 頭/戸

肉用牛の飼養戸数は過去 30 年間で約 85 ポイント減少している一方、1 戸当たりの飼養頭数は過去 30 年間で約 4.7 倍となり、経営規模拡大が進んでいる。(図 8)

◆肉用牛飼養農家戸数 平成 2 年(1990 年)502 戸→令和 2 年(2020 年)74 戸

◆1 戸当たりの肉用牛飼養頭数 平成 2 年(1990 年)16.8 頭/戸→令和 2 年(2020 年)78.5 頭/戸

豚の飼養戸数は過去 30 年間で約 61 ポイント減少しているが、近年はミニブタ飼育ブームにより増加傾向にあり、1 戸当たりの飼養頭数は、過去 30 年間で約 34 ポイント減少している(図 9)が、業として豚を飼養する農家の飼養頭数は増加傾向にあり、経営規模は拡大が進んでいる。

◆豚飼養農家戸数 平成 2 年(1990 年)95 戸→令和 2 年(2020 年)37 戸

採卵鶏の飼養戸数は過去 30 年間で約 72 ポイント減少しているが、1 戸当たりの飼養頭数は過去 30 年間で約 4.0 倍となり、経営規模拡大が進んでいる。(図 10)

◆採卵鶏飼養農家戸数 平成 2 年(1990 年)1,290 戸→令和 2 年(2020 年)357 戸

◆1 戸当たりの採卵鶏飼養羽数 平成 2 年(1990 年)1,030 羽/戸→令和 2 年(2020 年)4,148 羽/戸

ブロイラーの飼養戸数は過去 30 年間で約 60 ポイント減少している一方、1 戸当たりの飼養頭数は過去 30 年間で約 1.7 倍となり、経営規模拡大が進んでいる。(図 11)

◆ブロイラー飼養農家戸数 平成 2 年(1990 年)78 戸→令和 2 年(2020 年)31 戸

◆1 戸当たりのブロイラー飼養羽数

平成 2 年(1990 年)9.7 千羽/戸→令和 2 年(2020 年)16.5 千羽/戸

担い手については、増減はあるものの全畜種合わせ、毎年 9 名程度の新規就農・就業者を確保(図 12)している。

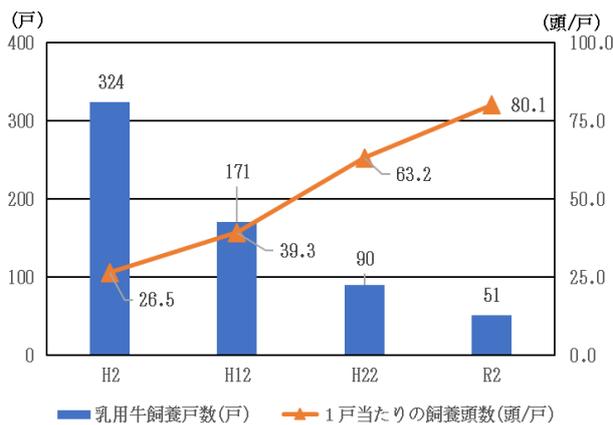


図 7 乳用牛の飼養戸数及び1戸当たりの飼養頭数の推移

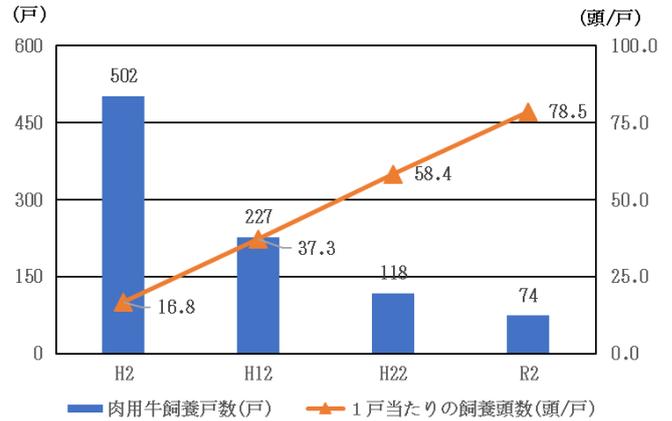


図 8 肉用牛の飼養戸数及び1戸当たりの飼養頭数の推移

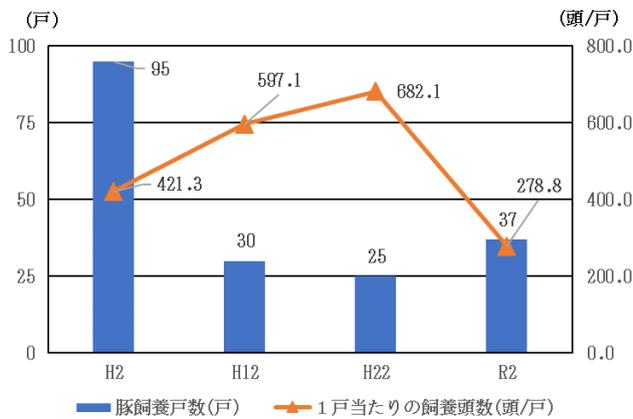


図 9 豚の飼養戸数及び1戸当たりの飼養頭数の推移

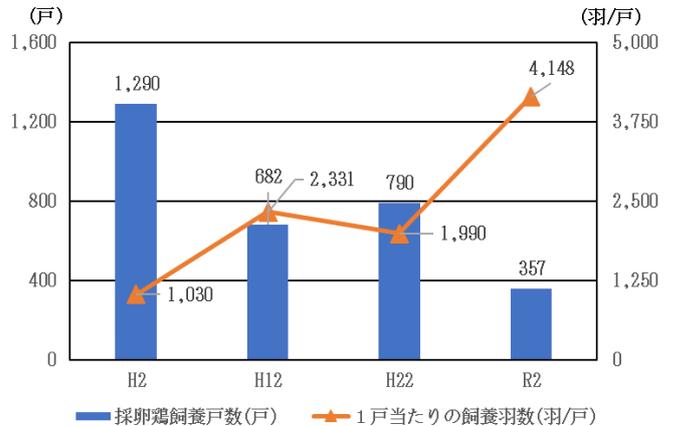


図 10 採卵鶏の飼養戸数及び1戸当たりの飼養頭数の推移

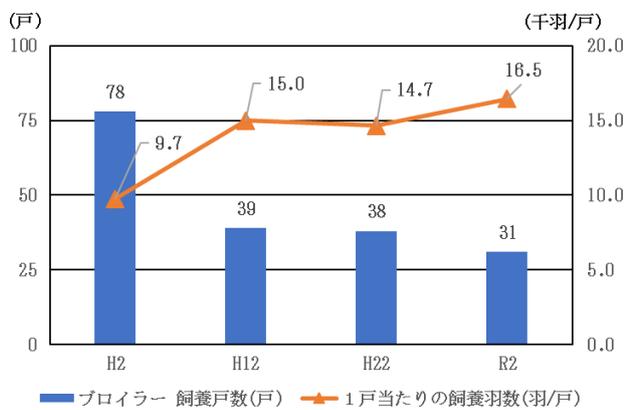


図 11 ブロイラーの飼養戸数及び1戸当たりの飼養頭数の推移

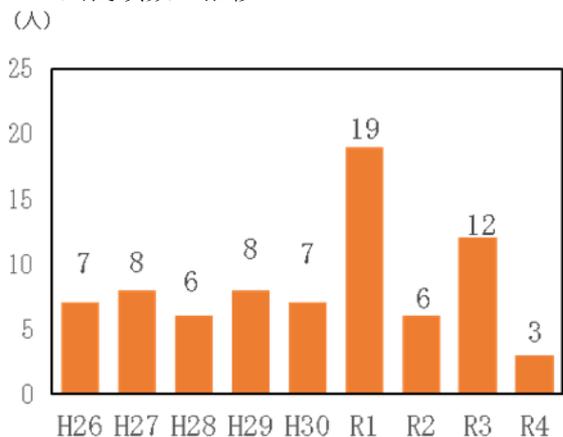


図 12 畜産業の新規就農・就業者数の推移

(出典：京都府農林水産部畜産課)

(2) 林業

林業労働者数は、過去30年間で約74ポイント減少している。また、林業労働者に占める60歳以上の割合は、過去30年間で約22ポイント減少している。(図13)

◆林業労働者数 平成3年(1991年)1,671人→令和2年(2020年)437人

◆上記のうち60歳以上の割合 平成2年(1990年)47.8%→令和2年(2020年)25.9%

新規就業者数は、平成29年度以降増加傾向にある。(図14)

林業事業体数は、約10年前と比較して約15ポイント増加(表3)しているが、素材生産量が500m³未満の事業体が60%を占める(表4)など、経営基盤が零細な事業体が多い。

◆林業事業体数 平成25年(2013年)113事業体→令和4年(2022年)130事業体

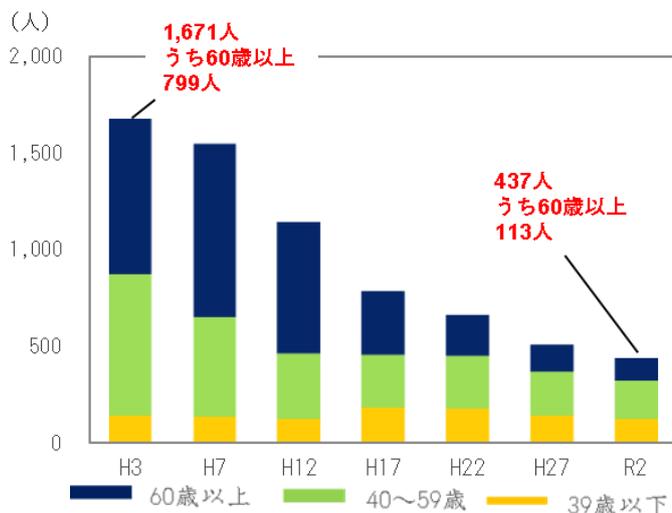


図13 京都府における林業労働者数の推移

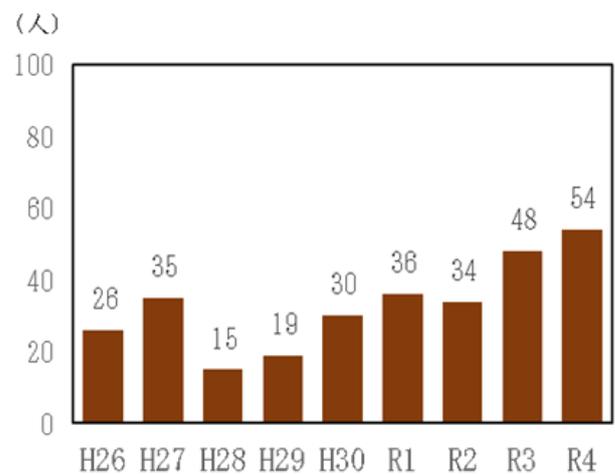


図14 林業の新規就業者数の推移

(出典：京都府農林水産部林業振興課)

表3 林業事業体数の推移

単位：事業体

| | 平成25年(2013年) (A) | 令和4年(2022年) (B) | 増加数 (B-A) | 増加率 (B/A) |
|--------|---------------------|--------------------|--------------|--------------|
| 林業事業体数 | 113 | 130 | 17 | 15% |

表4 素材生産量規模別林業事業体数の規模別分布

単位：%

| 素材生産量規模(m ³) | 500未満 | 500以上 1,000未満 | 1,000以上 2,000未満 | 2,000以上 5,000未満 | 5,000以上 10,000未満 | 10,000以上 |
|--------------------------|-------|------------------|--------------------|--------------------|---------------------|----------|
| 割合(%) | 60 | 12 | 6 | 8 | 6 | 8 |

(出典：農林業センサス、京都府農林水産部林業振興課)

(3) 漁業

漁業就業者数は、過去30年間で約56ポイント減少している。また、漁業就業者に占める60歳以上の割合は、過去30年間で約15ポイント増加している。(図15)

- ◆漁業就業者数 昭和63年(1988年)2,130人→平成30年(2018年)928人
- ◆上記に占める60歳以上の割合 昭和63年(1988年)35.3%→平成30年(2018年)50%

新規就業者数は、増減はあるが毎年50名程度確保している。(図16)

個人経営体数は過去30年間で約55ポイント減少している一方、会社経営体が増えている。(表5)

- ◆個人経営体数 昭和63年(1988年)1,384経営体→平成30年(2018年)618経営体
- ◆会社経営体数 昭和63年(1988年) 0経営体→平成30年(2018年)12経営体

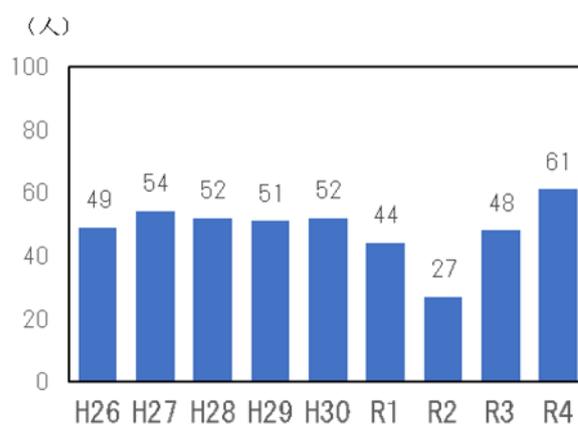
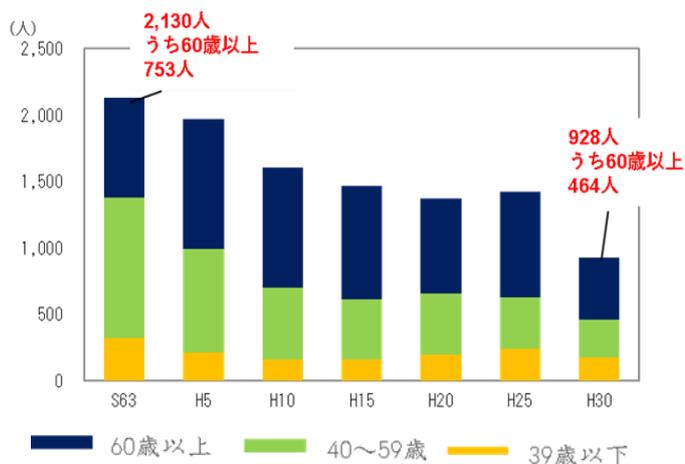


図15 京都府における漁業就業者数の推移

図16 漁業の新規就業者数の推移

表5 京都府における漁業経営体数の推移

単位：社

| | 昭和63年 | 平成10年 | 平成20年 | 平成30年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 個人経営体 | 1,384 | 1,126 | 915 | 618 |
| 会社経営体 | 0 | 1 | 9 | 12 |
| その他 | 38 | 20 | 11 | 6 |

(出典：漁業センサス、京都府農林水産部水産課)

2 農山漁村を支える人材の状況

京都府内における荒廃農地は、一部農地に再生しているものの、令和3年に602ha、令和4年に212ha新たに発生している。(表6)

集落数は過去30年間でほぼ横ばいだが、農家の占める割合は9.1%から3.4%となるなど、農家数が減少しており、表7のとおり農家戸数が20人未満の集落数の割合は、この30年間で36.2ポイント増加している。(図17)

- ◆農家戸数が20戸未満の集落数 平成2年(1990年)660→令和2年(2020年)1,261
- ◆農家戸数が20戸未満の集落の割合 平成2年(1990年)38.7%→令和2年(2020年)74.9%

表6 京都府内における荒廃農地発生状況

| | 令和3年 | 令和4年 |
|-------------------|------|------|
| 新たに発生した荒廃農地面積(ha) | 602 | 212 |

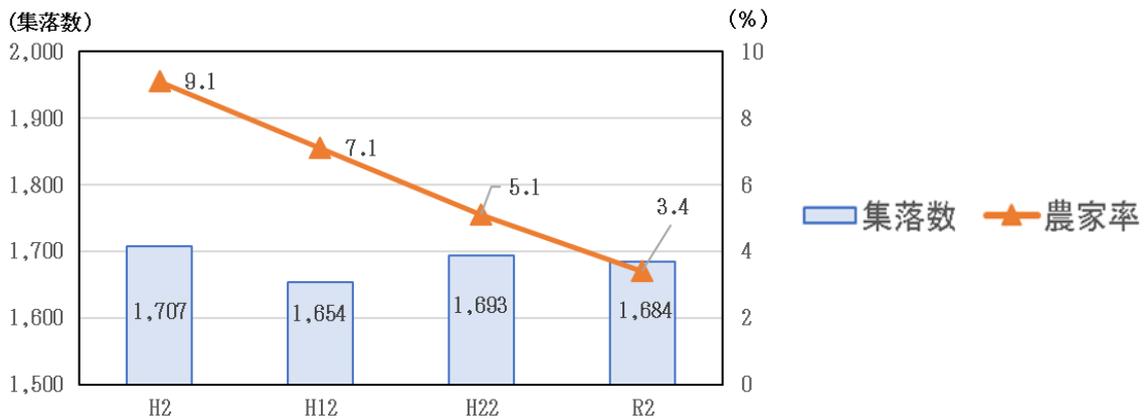


図17 京都府内における集落数及び集落内における農家の割合(農家率)の推移

表7 京都府内における農家数規模別農業集落数の推移

| 平成2年(1990年) | | | 令和2年(2020年) | | |
|-------------|-------|--------|-------------|-------|--------|
| 1集落あたりの農家戸数 | 集落数 | 構成 | 1集落あたりの農家戸数 | 集落数 | 構成 |
| ~5戸 | 75 | 4.4% | ~5戸 | 441 | 26.2% |
| 6戸~9戸 | 115 | 6.7% | 6戸~9戸 | 295 | 17.5% |
| 10戸~19戸 | 470 | 27.5% | 10戸~19戸 | 525 | 31.2% |
| 20戸~29戸 | 405 | 23.7% | 20戸~29戸 | 236 | 14.0% |
| 30戸~39戸 | 233 | 13.6% | 30戸~39戸 | 116 | 6.9% |
| 40戸~49戸 | 162 | 9.5% | 40戸~49戸 | 34 | 2.0% |
| 50戸~69戸 | 150 | 8.8% | 50戸~69戸 | 30 | 1.8% |
| 70戸~99戸 | 77 | 4.5% | 70戸~99戸 | 7 | 0.4% |
| 100戸~149戸 | 19 | 1.1% | 100戸~149戸 | 0 | 0.0% |
| 150戸~ | 1 | 0.1% | 150戸~ | 0 | 0.0% |
| 合計 | 1,707 | 100.0% | 合計 | 1,684 | 100.0% |

平成2年(1990年)の660集落(38.7%)は、令和2年(2020年)の1,261集落(74.9%)へと増加した。

(出典：農林水産省、農林業センサス)

第3 人材確保・育成施策の取組状況と課題

1 農林漁業の取組状況と課題

京都府における農林漁業の担い手の確保・育成については、就業相談は農林水産業ジョブカフェにおいて横断的に実施しているが、確保・育成については農業、林業及び漁業それぞれの分野で実施している。

近年は少子高齢化と人口減少により就業環境が売り手市場となっているほか、インターネット等での情報収集が容易となったことから、令和5年度の相談件数は295件と、この10年で66.5ポイント減少（図18）しており、発信力を強化し、京都府農林漁業への関心を高める必要がある。

相談件数の内訳についてであるが、女性の割合はこの10年間の合計で16.6%となっており、近年増加傾向にあるため、今後も女性の目線に立ったアピールが必要である。

一方、39歳以下の占める割合はこの10年間の合計で57.8%となっており、近年減少傾向にあるため、若い世代が府内に就農・就業する具体的な姿をイメージできるような発信を行う必要がある。

また、相談から就農・就業に至った者の割合はこの10年間の合計で平均3.8%（表8）であるが、近年有機農業を希望する相談者が増加するなど、相談内容も多様化し、研修・就農先の確保が困難となっているため、多様化するニーズに応じた研修・就農先を確保する必要がある。

なお、相談業種については、林業は公益財団法人京都府林業労働支援センターが、漁業は海の民学舎及び京都府漁業協同組合が相談対応を行っており、林業及び漁業のPRが不足しているため、農業に関する相談が大半（表9）であり、農業、林業及び漁業にかかる就農・就業情報の発信については、各業種を横断し、効率的に実施する必要がある。

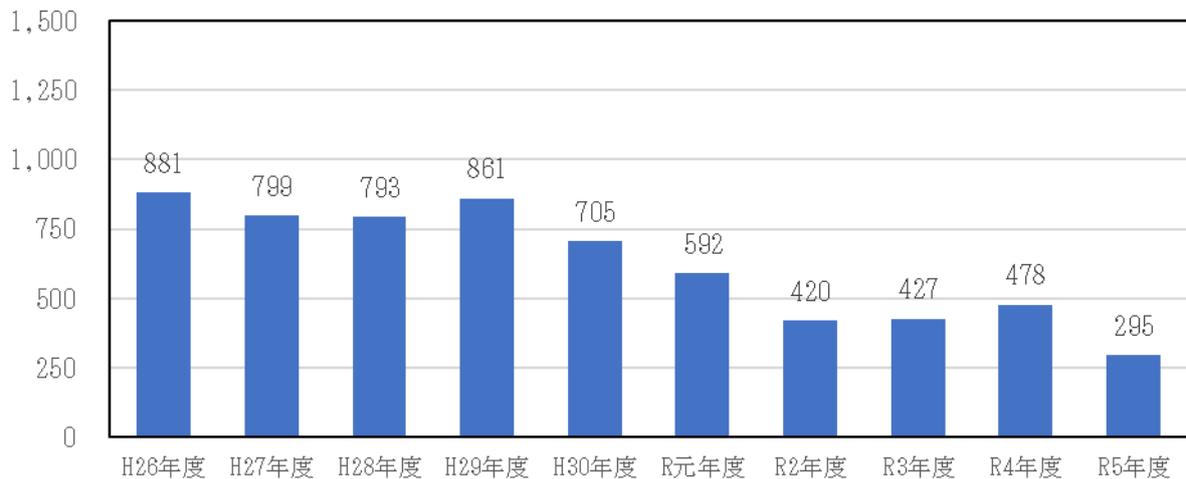


図18 京都府農林水産業ジョブカフェにおける相談件数の推移

出典：農林水産業ジョブカフェ

表8 京都府農林水産業ジョブカフェ相談者の属性及び就農・就業に至った人数

| 年度 | 相談件数 | 男女比 | | 年齢別(※) | | | 就農・就業 に至った者 | |
|--------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|----------------|------------|
| | | うち女性 | 構成比(%) | 39歳以下 | 40歳以上 | 39歳以下率 | 人数 | 就農・ 就業率 |
| 平成26年度 | 881 | 130 | 14.8% | 544 | 325 | 61.7% | 48 | 5.4% |
| 平成27年度 | 799 | 133 | 16.6% | 525 | 253 | 65.7% | 40 | 5.0% |
| 平成28年度 | 793 | 126 | 15.9% | 481 | 274 | 60.7% | 35 | 4.4% |
| 平成29年度 | 861 | 100 | 11.6% | 500 | 346 | 58.1% | 39 | 4.5% |
| 平成30年度 | 705 | 155 | 22.0% | 403 | 250 | 57.2% | 15 | 2.1% |
| 令和元年度 | 592 | 108 | 18.2% | 326 | 253 | 55.1% | 18 | 3.0% |
| 令和2年度 | 420 | 76 | 18.1% | 227 | 182 | 54.0% | 12 | 2.9% |
| 令和3年度 | 427 | 86 | 20.1% | 211 | 208 | 49.4% | 9 | 2.1% |
| 令和4年度 | 478 | 68 | 14.2% | 223 | 249 | 46.7% | 8 | 1.7% |
| 令和5年度 | 295 | 56 | 19.0% | 171 | 119 | 58.0% | 11 | 3.7% |
| 合計 | 6,251 | 1,038 | 16.6% | 3,611 | 2,459 | 57.8% | 235 | 3.8% |

(注) 年齢の申告がない場合もあるため、相談件数と一致しない 出典：京都府農林水産業ジョブカフェ

表9 京都府農林水産業ジョブカフェにおける分野別相談数 単位：件数

(出典：京都府農林水産業ジョブカフェ)

| 年度 | 分野 | 農業 | | 林業・水産 ・その他 | |
|--------|----|-------|------|---------------|-----|
| | | うち茶 | うち畜産 | | |
| 平成26年度 | | 589 | 3 | 4 | 10 |
| 平成27年度 | | 524 | 6 | 1 | 11 |
| 平成28年度 | | 522 | 6 | 10 | 7 |
| 平成29年度 | | 529 | 8 | 15 | 7 |
| 平成30年度 | | 421 | 7 | 3 | 18 |
| 令和元年度 | | 344 | 11 | 5 | 17 |
| 令和2年度 | | 257 | 17 | 6 | 15 |
| 令和3年度 | | 220 | 11 | 3 | 13 |
| 令和4年度 | | 236 | 16 | 4 | 8 |
| 令和5年度 | | 133 | 6 | 2 | 8 |
| 合計 | | 3,775 | 91 | 53 | 114 |

(1) 農業（茶業、畜産業）

農業においては、京都農人材育成センター（構成：京都府一般社団法人京都府農業会議、京都府農業協同組合中央会）により、誘導、相談・体験、実践研修、営農開始及び経営発展の各段階を通じ、一貫したサポートを行っている。

ア 誘導段階

農業に興味を持つ高校生・大学生、社会人等を対象とした体験、講演等実施し、京都府農業の魅力を発信するほか、定年帰農、農のある暮らし、半農半X等の志向者を対象とした相談会を開催及び農作業ボランティアのマッチングを実施している。

農業を将来の選択肢とするため、子供世代に食育や農作業体験を実施し、日常的に農業に触れる機会が必要である。

農林漁業に就業を目指している人以外の幅広い人材を呼び込み、農林漁業への興味を増加させる仕掛けなど、戦略的な広報が必要である。

イ 相談・体験段階

農林水産業ジョブカフェにおいては、本格的な就農・就業を目指す者を対象に、就農・就業相談を実施しているほか、最大半年間法人等でOJT研修を行う「就農インターンシップ事業」を実施している。受入法人等からは事前に農業や地域への適性が分かるため、就農希望者及び受入法人等の双方にとって効果的な制度になっているが、近年実施を希望する法人が固定化されており、対応を検討する必要がある。

また、農作業ボランティアの受入を希望する農家・法人と希望する者と農業への関わりを持ちたい府民をマッチングする援農マッチング事業（援農隊）を実施しており、農業参入への第一歩として重要な役割を果たしている。

ウ 実践研修段階

農業大学校（農業）、宇治茶実践型学舎（茶業）、畜産人材育成研修制度（畜産）など対象品目に応じ、京都府の研修教育機関又は試験研究機関において、最大2年間の実践研修を実施しているほか、担い手が不足する地域において、農業技術等の研修を実施、修了後は農業経営者として自立し、地域農業を担う一員となることを目的とした農業経営チャレンジ支援事業（担い手養成実践農場）を実施している。

○ 農業大学校

農業大学校は、大正9年(1920年)に設立され、これまで約3,300名の卒業生を輩出している。

定員は各学年20名であるが、平成30年度以降は定員割れが続いている。また、入学者に占める府内出身者は、過去10年間の合計で87.7%（表10）であり、定員確保のためには、府内だけではなく他都道府県も対象としたリクルートを行う必要がある。

また、学生に占める女性の割合は同様に 17.5%、農家出身は 20.5% (表 10) となっている。希望する就業形態も親元就農だけではなく、法人等への就業など幅広く、必要とする知識・技術も多様化しており、ニーズに対応したカリキュラムの設定が必要である。

平成 30 年度以降の卒業生の府内就農・就業率は、JA や地方公共団体等の関係機関への就職を含めると 96.6% (89 名中 86 名) が就農・就業しており、高い就職率となっている。

一方、府内に就農・就業した割合は 50.6%となっている。そのうち現在も同じところで就業している割合 (定着率) は、90.0%である (表 11)。農業大学校が府内農業者を育成する機関であることを踏まえると、府内就農・就業率を高める必要がある。

また、定年帰農者や農のあるくらしや半農半 X 志向者などに対しては、研修科においてリカレント研修 (就農ステップイン講座) を実施しているが、JA 向けの出荷販売や地域の直売所向け及び家庭菜園など、農業への関わり方も多様化し、近年では有機農業を求めるニーズも多く、それぞれに応じたコースを設定することが必要である。

表 10 農業大学校における入学者数及び属性の推移 (単位: 人)

| 入学年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|-----|-------|
| 入学者数 | 21 | 15 | 24 | 18 | 15 | | |
| うち府内出身 | 19 | 15 | 21 | 16 | 13 | | |
| うち女性 | 2 | 4 | 1 | 8 | 3 | | |
| うち農家出身 | 6 | 5 | 10 | 4 | 3 | | |
| 入学年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | 合計 | 割合 |
| 入学者数 | 17 | 18 | 19 | 12 | 12 | 171 | |
| うち府内出身 | 14 | 16 | 17 | 10 | 9 | 150 | 87.7% |
| うち女性 | 4 | 4 | 2 | 1 | 1 | 30 | 17.5% |
| うち農家出身 | 1 | 3 | 2 | 1 | 0 | 35 | 20.5% |

表 11 農業大学校の卒業生の府内就農・就業数及び定着の推移 (単位: 人)

| 入学年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | 合計 | 割合 |
|-------------------|-------|------|------|------|------|------|------|----|-------|
| 卒業生数 | 18 | 15 | 16 | 12 | 18 | 在学中 | | 79 | |
| うち府内に 就農・就業 | 6 | 11 | 6 | 5 | 12 | | | 40 | 50.6% |
| うち現在も同じ 法人等に就業 | 4 | 10 | 6 | 4 | 12 | | | 36 | 90.0% |

出典: 京都府農林水産部経営支援・担い手育成課

○ 宇治茶実践型学舎

宇治茶実践型学舎は、平成30年（2018年）に設立され、これまで4名の研修者を受け入れている。うち3名が修了、全員が府内法人等に就業（表12）した。就業者のうち、2名は現在も同じ府内法人等に就業しており、1名は離農した。

宇治茶実践型学舎を運営している京都府茶業研究所は、宇治茶の農家子弟を対象とした茶業技術研修制度も併せて実施しているため、両制度の研修生を指導する職員が不足しており、両制度や農業大学校等他の研修教育機関と連携したカリキュラムのもと、効率的な研修を実施することが必要である。

また、茶業は農地や機械・施設の確保等に多額の初期投資が必要なため、研修終了後、直ちに独立就農することは困難であり、研修終了後、雇用先となる法人等を継続的に確保することや、修了生が雇用先で定着するために、地域の受入体制を整備することが必要である。

表12 宇治茶実践型学舎における修了生の府内就業及び定着の状況（単位：人）

| 修了年度 | 修了生数 | 府内就業者数 | 定着者数 |
|-------|------|--------|------|
| 令和3年度 | 2 | 2 | 1 |
| 令和5年度 | 1 | 1 | 1 |
| 合計 | 3 | 3 | 2 |

（出典：京都府農林水産部経営支援・担い手育成課）

○ 畜産人材育成研修制度

畜産人材育成研修制度は、平成30年（2018年）に設立され、これまで6名の研修生を受け入れている。うち4名が修了、うち3名が府内法人等に就業（表13）した。

就業者のうち、現在1名が独立就農し、1名が同じ府内法人等への就業を継続しており、1名が府外農場に再就業した。

研修制度の定員は年2名程度であるが、研修生を指導する専門職員がいないため、農業大学校等他の研究教育機関と連携したカリキュラムのもと、効率的な研修を実施することが必要である。

畜産は、畜舎等施設・設備の確保、家畜の導入等に多額の初期投資が必要なため、研修終了後、直ちに独立就農することは困難であり、研修終了後、雇用先となる法人等を継続的に確保することや、修了生が雇用先で定着するために、地域の受入体制を整備することが必要である。

表13 畜産人材育成研修制度における修了生の府内就業及び定着の状況（単位：人）

| 修了年度 | 修了生数 | 府内就業者数 | 定着者数 |
|------|------|--------|------|
| 令和3年 | 2 | 2 | 1 |
| 令和5年 | 2 | 1 | 1 |
| 合計 | 4 | 3 | 2 |

（出典：京都府農林水産部畜産課）

○ 担い手養成実践農場（農業経営チャレンジ支援事業）

農業の担い手が不足地域に就農希望者を受け入れ、農業技術等の研修を実施し、研修修了後は農業経営者として自立し、地域農業を担う一員となることを目的とした制度。

平成14年度(2002年度)の制度創設以降、府内148箇所(9市2町)で開設されており、134箇所(92.4%)で研修が終了し、うち114箇所(78.6%)で現在も営農が継続されている、一方、11箇所(7.6%)で、研修に対する技術指導者との意見の相違等が原因で研修中にリタイアしたほか、20箇所(13.8%)で、所得の確保が困難の悩みを抱えるほか、周辺と孤立するなどの理由で、離農している。(表14)

制度創設時は、府中北部における施設野菜の担い手確保を目的としており、農地の確保も容易であったが、府南部(京都乙訓地域及び山城地域)は就農可能な農地を確保することが困難なこともあり、これまでの取組実績は4箇所(2.7%)と少ない。

(表15)

府南部における取組に加え、土地利用型作物及び果樹を対象品目とする取組の場合も農地確保が独立就農のネックとなるため、法人雇用を想定した就業インターンシップ制度の創設が必要。

表14 農業経営チャレンジ支援事業(実践農場)の設置実績 (単位:箇所)

| | | | | | |
|-----|-----|-------------|-----|-----------|-----|
| 設置数 | 148 | うち研修終了(就農)数 | 134 | うち現在も継続 | 114 |
| | | | | うち就農後リタイア | 20 |
| | | うち研修中リタイア | 11 | | |
| | | うち研修中 | 3 | | |

表15 農業経営チャレンジ支援事業(実践農場)の地区別取組実績 (単位:箇所)

| | | |
|------|-----|--------------------|
| 京都乙訓 | 3 | 京都市3 |
| 山城 | 1 | 木津川市1 |
| 南丹 | 63 | 亀岡市23、南丹市26、京丹波町14 |
| 中丹 | 60 | 福知山市19、舞鶴市21、綾部市20 |
| 丹後 | 21 | 宮津市2、京丹後市14、伊根町5 |
| 合計 | 148 | |

(出典:京都府農林水産部経営支援・担い手育成課)

エ 就農・就業支援段階

就農・就業を開始した者に対し、京の農業応援隊(構成:経営支援員(商工会議所・商工会)、市町村、JA営農指導員、(一社)京都府農業会議現地推進役、府広域振興局、府家畜保健衛生所、府農業改良普及センター)が、経営計画やニーズに対応し、技術支援や各種補助事業の提案等、伴走支援を実施しているが、地域や品目に応じた支援を行うことや定住までのサポートも必要である。

オ 経営発展段階

農業大学校において、就農5年以内の就農者を対象として農業経営の考え方や基本的な知識を習得するための「農業経営力向上講座」を実施しているほか、(一社)京都府農業会議において、就農5年以上で今後経営規模拡大や経営改善を志向する農業者を対象に「京都農業経営塾」を開講しているが、より高度な経営力を身につけるためには、企業や大学など分野を超えた連携体制で実施する必要がある。

(2) 林業

林業においては、公益財団法人京都府林業労働支援センターが、府内林業事業体と連携し、就業希望者の相談対応から、林業体験、実践研修、就業支援、経営発展の各段階においてサポートを行っている。

(ア) 誘導段階

子供世代に林業の魅力を伝え、将来の職業選択の候補とするため、木育活動を実施している。

また、林業大学校では、府内林業系高校及び府内大学林学系学部の学生などを対象とし、高校・大学への訪問説明会、学校説明会、オープンキャンパスなどを開催し、林業の魅力を発信している。

(イ) 相談・体験段階

京都府林業労働支援センターでは、林業への就業に興味を持つ大学生・社会人等を対象に森林の仕事ガイダンス、林業就業支援講習、企業説明会を通じて、京都府林業の魅力を発信するほか、府内林業事業体の紹介を行っている。

また、府内での林業就業に強い関心を持つ高校生、大学生及び社会人を対象に林業大学校や京都府の林業現場、地域の魅力を体感させる「林業の魅力体験会」を実施している。

(ウ) 実践研修段階

本格的な就業を目指す者を対象に、京都府の林業専門教育施設である林業大学校において、最大2年間の実践教育を実施している。

○ 林業大学校

林業大学校は、平成24年(2012年)に日本で3番目かつ西日本で唯一の林業大学校として設立され、これまで179名の卒業生を輩出している。

全国で同種施設の設置が進み、現在は全国で30校、近畿で5校設立されている。定員は各学年20名であるが、平成28年(2016年)以降、定員割れが続いており、入学者数を確保するため、他の林業大学校と比較し、魅力あるカリキュラムを設置することが必要である。

また、設立以来、入学者に占める府内出身者の割合は、合計で44.0%であるが、令和2年度(2020年)以降の5年間の合計は52.1%となるなど、府内出身者の割合は高まっている。(表16)

府外出身者は卒業後に出身地で就業することが多いためか、卒業時の府内法人等への就業率は53.1%であり、そのうち現在も同じ法人等に就業している割合は、74.7%となっている。(表17)

就業後の府内定着率を高めるため、府内高等学校への学校訪問や学校説明会を強化するとともに、林大生が地域と協働する機会を増やすことや府内同世代の学生との交流を深めるなど、府内への愛着を深めることが必要である。

表 16 京都府立林業大学校における入学者数及び属性の推移

(単位：人)

| | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| 入学者数 | 21 | 23 | 20 | 22 | 17 | 15 | 12 | | |
| うち府内出身 | 15 | 9 | 9 | 7 | 4 | 6 | 3 | | |
| | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | | | |
| 入学者数 | 15 | 16 | 16 | 16 | 11 | 12 | 合計 | 割合 | |
| うち府内出身 | 5 | 8 | 7 | 14 | 3 | 5 | 216 | | |
| | | | | | | | 95 | 44.0% | |

表 17 京都府立林業大学校における卒業生の府内就業数及び定着の推移

(単位：人)

| 入学年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | | |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| 卒業生数 | 17 | 23 | 18 | 20 | 14 | 16 | 12 | | |
| うち府内法人等に就業 | 12 | 12 | 7 | 6 | 11 | 6 | 5 | | |
| うち現在も同じ法人等に就業 | 6 | 5 | 4 | 4 | 10 | 6 | 4 | | |
| 入学年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | | | |
| 卒業生数 | 15 | 16 | 13 | 15 | 在学中 | | 合計 | 割合 | |
| うち府内法人等に就業 | 4 | 12 | 8 | 12 | | | 179 | | |
| うち現在も同じ法人等に就業 | 3 | 11 | 6 | 12 | | | 95 | 53.1% | |
| | | | | | | | 71 | 74.7% | |

出典：京都府農林水産部林業振興課

(エ) 就業支援段階

京都府林業労働支援センターでは、就業を開始した者に対し、京都府森林組合連合会と連携し、国の「緑の雇用」担い手確保支援事業により、集合研修やOJT研修を実施している。また、3年以上の林業従事者を対象に、グリーンワーカー研修を実施し、地域の基幹的な林業人材の育成に努めている。

(オ) 経営発展段階

経営力強化を目指す者に対し、経営改善のための林業経営セミナーや経営診断経費に対する支援、就労環境改善のための労働安全対策導入支援等を実施している。

京都府森林組合連合会では、現場管理を行う者に対し、国の「緑の雇用」担い手確保支援事業により、専門研修を実施し、林業現場技能者のキャリアアップを図っている。

(3) 漁業

漁業においては、京都府、府内沿海市町及び京都府漁業協同組合が連携し、就業希望者の相談対応から、体験、実践研修、就業支援、経営発展の各段階においてサポートを行っている。

(ア) 誘導段階

子供世代に漁業の魅力を伝え、将来の職業選択の候補とするため、漁業体験を実施している。

また、漁業士が講師となり、府内水産系高校及び大学水産学系学部の学生などを対象とした実習を行っているが、リクルート先が固定化されており、新たな開拓が必要である。

(イ) 相談・体験段階

大阪や東京で開催される漁業に特化した就業相談会に参加し、相談対応を行っている。また、府内での漁業就業に関心がある方を対象に、「漁業インターンシップ」を企画し、ニーズに応じた期間設定や家族同伴と言った特別設定を行うなど、多様なインターンシップを実施している。

(ウ) 実践研修段階

本格的な就業を目指す者を対象に、漁業団体や沿海市町とともに運営する「海の民学舎」において、最大2年間の実践研修を実施している。

研修1年目は国の次世代人材投資（準備型）事業により生活資金を支援している。技術面に加え、コミュニケーションスキルなどの能力も重視する経営体が多く、それを伸ばす研修が必要である。

○ 海の民学舎

海の民学舎は、平成27年(2015年)に設立され、これまで32名の卒舎生を輩出している。

入学者に占める府内出身者の割合は合計44.4%だが、令和2年度(2020年)以降の5年間は51.6%となるなど、府内出身者の割合は高まっている。(表18)

設立以来、入舎者数(50人)に対する卒舎生数(32人)の割合は64.0%である。

卒舎生はすべて府内法人等に就業するものの、現在も同じ法人等に就業している割合は、65.6%となっている。(表19)

退舎生数の減少及び就業後の府内定着率向上のため、地域と協働する機会の増加や府内同世代の農林漁業者との交流など、府内への愛着を深める必要がある。

表 18 海の民学舎における入舎生数及び属性の推移

(単位：人)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|----|-------|
| 入舎生数 | 10 | 8 | 7 | 4 | 3 | | |
| うち府内出身 | 4 | 2 | 2 | 1 | 3 | | |
| うち女性 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | 合計 | 割合 |
| 入舎生数 | 6 | 9 | 3 | 2 | 11 | 63 | |
| うち府内出身 | 1 | 6 | 1 | 1 | 7 | 28 | 44.4% |
| うち女性 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1.6% |

表 19 海の民学舎における卒舎生数及び府内就業数及び定着の推移

(単位：人)

| 入舎年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|------|----|--------|
| 卒舎生数 | 7 | 3 | 4 | 3 | 1 | | |
| うち府内法人等に就業 | 7 | 3 | 4 | 3 | 1 | | |
| うち現在も同じ府内法人等に就業 | 5 | 1 | 2 | 1 | 1 | | |
| 入学年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | 合計 | 割合 |
| 卒舎生数 | 5 | 7 | 2 | 在学中 | | 32 | |
| うち府内法人等に就業 | 5 | 7 | 2 | | | 32 | 100.0% |
| うち現在も同じ府内法人等に就業 | 2 | 7 | 2 | | | 21 | 65.6% |

出展：京都府農林水産部水産課

(エ) 就業支援段階

国の長期研修事業により、新規就業者を雇用する経営体への支援を実施している。

また、就業の初期投資を軽減することを目的とした、漁業担い手用漁船・漁具リース事業を実施している。

資金調達については、漁船に限らない新たな支援が必要である。

(オ) 経営発展段階

新規就業者や若手漁業者対象の経営に必要なスキルアップ研修や経営体を対象とした経営安定化研修を「海の民学舎」において実施している。

研修内容が漁業者の実態と離れているケースがあり、内容の見直しが必要である。

2 農山漁村の取組状況と課題

京都府内への移住者数は、一時期コロナ禍の影響で鈍化したものの、この10年で5.7倍に増加しており（H26年度108名→R5年度616名）、そのうち39歳以下の割合は、過去10年間の合計で61.6%（図19）であるが、農林業を行う者の割合は、過去5年間の合計で8.7%（図20）となっており、農のあるくらしや半農半X等のライフスタイルを提案し、農林業への誘導策を強化することが必要である。

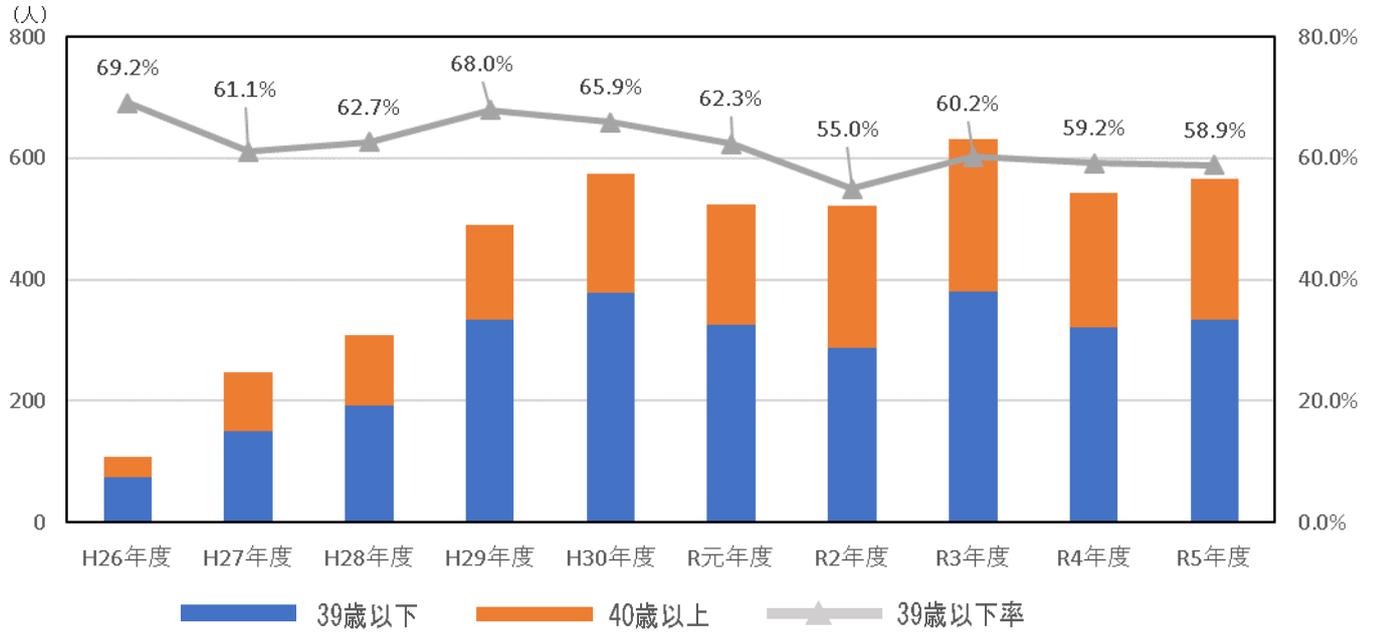
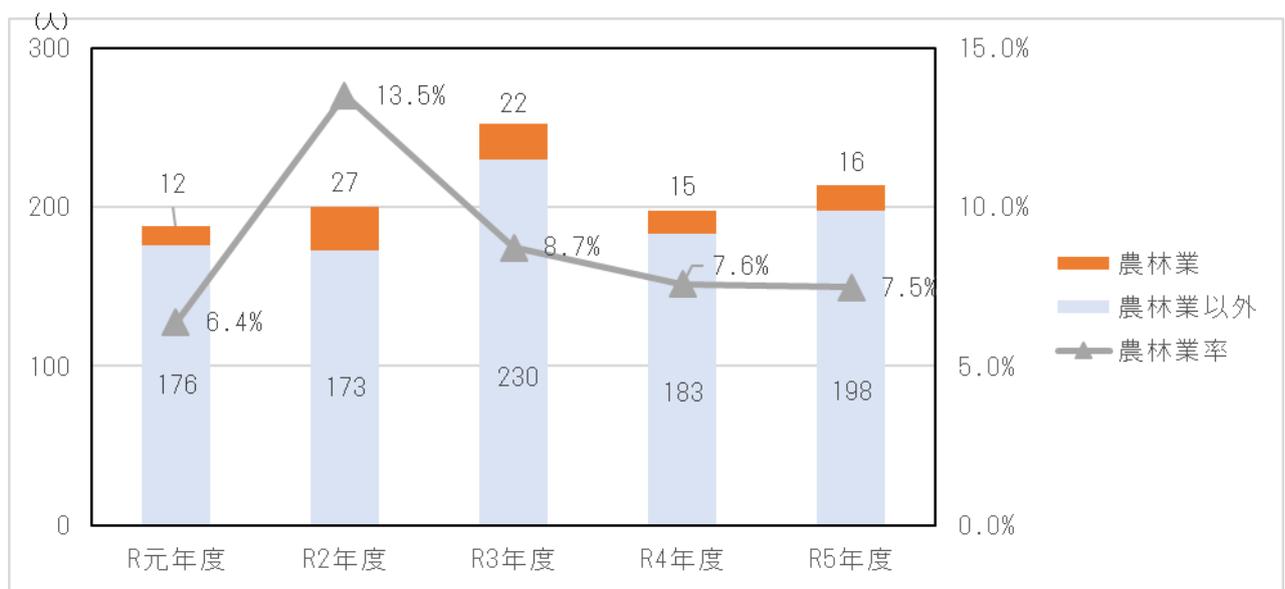


図19 京都府内への移住者数及び39歳以下の移住者数及び率の推移

出典：京都府総合政策環境部



注) 移住者のうち乳幼児や職業不明者は除く

図20 京都府内への移住者の移住後の職業の推移

出典：京都府総合政策環境部

第4 今後育成すべき担い手像

高齢化・人口減少により、農林漁業・農山漁村を支える担い手不足が深刻化しており、産業施策として農林漁業を支える専門的な人材だけではなく、地域施策として農山漁村を支える兼業的な人材やそれらを支える人材も、併せて確保・育成することが必要である。

専門的な人材は、独立・自営就業だけではなく、法人等への雇用就業も選択肢となり、必要とされる知識・技術も異なるほか、田園回帰と働き方の多様化など社会情勢の変化を踏まえ、今後育成すべき担い手像を明確化し、それぞれに応じた支援体制を構築し、具体的な施策を展開する必要がある。

1 農林漁業の成長産業化を牽引する専門人材

(1) 生産から消費までを見据え、様々な経営リスクに柔軟・的確に対応できる経営人材

世界情勢の変化による生産資材の高騰、他産地との競合による京のブランド産品をはじめとした京都府内産農林水産物の相対的地位の低下などの他律的要因により、経営環境が悪化しており、生産から消費までを見据え、様々な経営リスクに柔軟・的確に対応できる人材。

(2) 最先端技術を積極的に取り入れ、生産効率を向上できる人材

農林漁業に関する技術革新の進展、異常気象が頻発化する状況においての安定的な生産、有機農産物等環境に配慮した農産物に対する消費者の関心の高まりなど、既存技術では解決できない問題が増えており、最先端技術を積極的に取り入れ、生産効率を向上できる人材。

2 様々な形で農林漁業への関わり、農山漁村を支える多様な人材

田園回帰志向やライフスタイルの多様化に伴い、農林漁業・農山漁村への関心が高まってきており、半農半Xや定年帰農者など、様々な形で農林漁業への関わりを持ち、農山漁村を支える多様な人材

3 自らの特性を活かし、共に活躍する共生社会を実現する人材

地域の子育て世代や高齢者、障がい者など、それぞれの経験や知識を活かし、地域社会の維持に貢献し、持続可能な農林漁業を支えるため、ともに活躍する共生社会を実現する人材

第5 施策の基本的な方向性

今後育成すべき担い手を確保するため、これまで農業、林業、漁業の分野それぞれ独自に実施してきた人材確保・育成施策を、横断的に誘導から相談・体験、実践研修、就農・就業支援、経営発展の各段階を一気通貫し、効率的に支援する体制を整備することにより、他府県にはない魅力ある研修体系を構築し、農林漁業の成長産業化と農山漁村の活性化に資する人材を育成する。

1 推進体制の整備

(1) 農林漁業人材育成センター（仮称）の創設

農業・林業・漁業を横断し、京都府農林漁業への誘導、相談・体験、実践研修、就農・就業支援、経営発展までを一貫サポートする人材育成施策の司令塔「農林漁業人材育成センター（仮称）」を創設する。

また、農業大学校や林業大学校、海の民学舎などの府人材育成機関・施策と、府農林水産技術センター、産学公民による「農林漁業人材育成ネットワーク（仮称）」などが連携し、多様な教育メニューを効果的・効率的に提供できるようトータルマネジメントを実施する。

(2) 農林漁業人材育成ネットワーク（仮称）の構築

京都府労働部門の人材育成施策に加え、関係団体や大学、民間の研究機関や事業体、市町村、NPO法人など、産学公民の多様な主体の連携による人材育成ネットワーク「農林漁業人材育成ネットワーク（仮称）」を構築する。

育成すべき担い手像に求められる多様な研修ニーズに対応し、幅広く専門的な教育メニューを提供する。

<主な連携先と教育メニュー>

| 主な連携先 | 主な役割・教育メニュー | 備考 |
|---------|---|----|
| 京都府労働部門 | ○京都府ジョブパーク ・農林漁業を横断した就農・就業相談窓口の設置 ○生涯現役クリエイティブセンター ・多様な人材及び共生社会を実現する人材を対象としたリカレント研修の実施 | |
| 大学 | ・高度な専門知識、地域活性化、女性活躍、経営力習得のための講師派遣 ・府人材育成機関との共同カリキュラムを設置 ・単位互換制度の創設 | |
| 民間研究機関 | ・最先端の知識、技術習得の場を設置 | |
| 民間企業 | ・最先端の知識、技術及び企業的経営マインド習得の場の設置 | |
| 市町村 | ・定住に向けた住環境の整備及び地域への定着支援 | |
| NPO法人 | ・移住者が地域で孤立しないためのフォロー ・農福連携の推進 | |

2 主な施策体系

(1) 農林漁業人材育成センター（仮称）による誘導から相談・体験、実践研修、就農・就業支援及び経営発展に至る一貫したサポート

ア 誘導段階

農林漁業の魅力を知ってもらい、将来の職業選択の候補とするため、子供世代を対象に食育、木育・漁業体験等子供向けの体験メニューを実施する。

高校生、大学生等を対象とした農林漁業体験メニューを実施する。

現在農業分野で実施している農作業ボランティア募集（援農マッチング事業）を林業・漁業にも拡大し、実施する。

イ 相談・体験段階

京都府農林漁業にかかる就業相談の総合窓口として、就業フェア、移住フェア等の相談会や農業大学校、林業大学校、海の民学舎等の学校説明会、オープンキャンパス等に出展し、相談対応及び就業施策等説明を行う。特に就業率の高さをアピールすることで本人や親世代の関心を高める。

府内における就農・就業を本格的に目指す高校生や大学生、社会人等を対象に、府内農林漁業を体験する「インターンシップ研修」を実施する。

ウ 実践研修段階

農業大学校、林業大学校及び海の民学舎等府専門教育施設に在籍する学生を対象に、社会人の基礎となるコミュニケーション能力向上及び経営感覚を身につけるための合同研修を開催する。

また、将来の人材ネットワークの基礎を構築するため、学生同士の親睦を図る行事等を開催し、交流を促進する。

エ 就農・就業支援段階

民間事業者が、将来独立就業を目指す者や事業者の後継者となり得る者に対し、実践的な研修（インキュベーション研修）設置に対する支援を行う。

また、就業後の人間関係や収入等生活面における悩みを一人で抱え、離業することを防ぐため、定期的に就農・就業者を巡回するなど定期的なフォローを行うとともに、先輩就業者・移住者など地域内の多様な人材と交流する機会を創出する。

オ 経営発展段階

経営力に優れ、地域の農林漁業の核となる持続的な経営を実践する事業者を育成するため、事業者への伴走支援を行うほか、高度経営力習得のための講座「高度経営塾」を開設する。

また、新規就業者の雇用先となる事業者の経営改善や就労環境改善に向けた取組を支援するほか、経営力の向上をはじめ、府と連携し農林漁業の魅力向上に取り組む事業者を先進的事業体として認定する新たな制度を創設する。

(2) 産学公民による育成すべき担い手像に応じた多様で専門的な教育の実施

府農林水産技術センターや「農林漁業人材育成ネットワーク（仮称）」と連携し、多様な教育メニューを効果的・効率的に提供する。

ア 農林漁業の成長産業化を牽引する専門人材

(ア) 高度経営人材

様々な経営リスクに対応する高度経営人材を育成するため、企業、関係団体及び大学と連携し、大学教授や企業経営者等を講師として、研修、就農及び就業、経営発展の各段階に応じた経営力向上につなげる研修を実施する。

(イ) 高度技術人材

異分野・異業種の技術等を学び、自ら新たな技術や方法を模索し、農林漁業の活動の中で実践できる人材を育成するため、府農林水産技術センターに加え、企業、大学及び研究機関との連携のもと、共同カリキュラムの設置、共同研究プロジェクトの実施及び研究者との交流会を実施する。

イ 様々な形で農林漁業に関わり、農山漁村を支える多様な人材

ライフスタイルの多様化により増加する半農半X及び農のある暮らし志向者、定年帰農者等が地域に定住し、農林漁業への関わりを増やすため、京都府ジョブパーク、市町村の担当部局及び移住関係のNPO法人などと連携し、京都府の実施する技術習得の場への誘導を図る。

ウ 自らの特性を活かし、共に活躍する共生社会を形成する人材

子育て世代や障がい者及び高齢者が、それぞれの特性を活かし、農林漁業への関わりを増やすため、生涯現役クリエイティブセンター、企業が実施するリカレント教育、NPO法人等が実施する農福連携などと連携し、農林漁業への参画を誘導する。

(3) 府研究機関・府専門教育機関の機能強化及び一体的運用

気候変動対応や環境にやさしい技術など、グローバルな視点で技術習得を行うとともに、ローカルな視点で実現するグローバルな人材を育成することを目的として、地域と協働しながらスマート農林水産業技術などの高度な専門教育を行うため、綾部への移転が予定されている京都府農林水産技術センターと農業大学校、林業大学校及び海の民学舎の機能強化と一体的運用を図る。

ア 農林水産技術センターの機能強化

○分野を横断し、産学公が連携する施設の設置

- ・ 農林水産業のみならず、異分野・異業種を横断し、共同で使用する実験室
- ・ 分野横断でアイデアを出し合う産学公交流エリア
- ・ 産学公民で共同研究を行うためのレンタルラボ
- ・ 分野横断で効率的に研究・教育を行うため、農業・畜産分野の研究施設と農業大学校の合同執務室

○試験研究機関の効率的な運用を図る施設の設置

- ・ 現農林水産技術センター、現畜産センターの機能を集約した実験室
- ・ スマート農林水産業の開発・実証を目的としたロボットセンサー実験室

○農業大学校と連携した施設の設置

- ・ 農業大学校の生徒が最新の農業技術を習得するため、研究機関や企業等が講師となり、開発した最先端農業技術等の講習や実習を行う教室
- ・ 社会人へのリカレント教育、農業者等へのセミナー、アカデミーを実施するための教室
- ・ 学生及び農業者の経営力強化の研修を行う情報処理教室
- ・ 林業大学校や府内大学等の同世代の学生と合同で授業を行うための講堂

イ 魅力ある教育環境の整備

最先端技術や高度な専門技術を習得でき、若者をはじめ農林漁業への従事を希望する多様な人材にとって魅力ある教育環境を整備する。

○ 教育施設

気候変動対応や有機農業などの環境にやさしい技術等のグローバルな最新の知識と技術習得を行うとともに、スマート農林漁業技術などの高度な専門教育を行うため、綾部へ移転予定の府農林水産技術センターと府人材育成施設の機能強化と一体的運用を図る。

○ 生活環境

府専門教育施設の近隣市町村への定住・定着を促進するため、市町村やNPO 法人と連携し、在学期間中に地域との交流や協働活動を実施することで、地域への愛着を深め、就農・就業後に孤立しないよう、人脈形成につなげる。

3 他の計画・施策などとの連携

(1) 京都フードテック基本構想

農林漁業の人材確保・育成のためには、人材育成施策の強化に加え、農林漁業の安定所得の確保と労働環境改善による生業としての魅力広報が必要である。

「京都フードテック基本構想」の推進により、農林漁業の生産性向上と高付加価値化を図り、他産業並みの労働条件を確立する。

(2) 移住施策

移住コンシェルジュと連携し、移住希望者に対して、京都府における農業・林業・漁業のインターンシップ研修制度や府専門教育施設等の情報提供を行うとともに、田舎ぐらしナビゲーターと連携し、空き家の紹介や移住後の暮らし、集落活動などの情報提供を行う。

第6 分野ごとの具体的な施策

1 農業

(1) 農業大学校

ア 農学科の教育内容の充実

- ・ 農業経営及びコミュニケーション能力向上のため授業を実施する。
- ・ スマート農業技術などフードテックの最先端知識や有機農業の基礎技術習得の場を設置する。
- ・ 研究機関と連携し、宇治茶、畜産及び果樹の担い手を養成

イ 研修科の教育内容の充実

- ・ 企業向けリカレント教育対象者や定年帰農者等を対象とした農業講座（就農ステップイン講座）を、半農半X、農のあるくらし志向者等多様な人材、子育て世代等共生社会を実現する人材まで拡充して実施する。
- ・ 多様な人材から要望の多い、有機農業基礎講座を開設する。
- ・ 集落営農組織から要望の多い、オペレーター育成のための農業機械士養成研修及び牽引免許取得に向けた研修及び試験実施の場とする。

ウ スペシャリストコース（仮称）の新設

- ・ 農学科卒業後、更なる修学機会として、高度経営人材を育成する農業版MBAや、高度技術人材育成につながるスマート農業技術などフードテック等の最先端の知識・技術習得の場を設置する。
 - ・ 農学科卒業生だけではなく、若手農業者の学び直し、農業法人社員の実践研修の場として設置する。

エ 農林水産技術センターとの一体的運営

- ・ 隣接地に移転する農林水産技術センターとの一体的運用により、スマート農業などフードテック等の最先端技術、機械設備に学生が触れる機会を創出する。
- ・ 伝統野菜の種子生産の一部を学生が担う等、府独自の実践の場を創出する。

オ 地域との交流活動の拡大と学生寮の見直し

- ・ 農大マルシェ等周辺地域住民との交流の場を拡大
- ・ 農業科の充実、スペシャリストコース（仮称）の設置に伴い、社会人経験者等の増加が見込まれる一方、学生寮が老朽化し、修繕費用が経営を圧迫していることから、学生寮の入寮義務化を段階的に廃止
- ・ 府内就業率及び定着率向上のため、在学時から地域活動に参加することで地域への愛着を高められるよう、綾部市及び近隣市内への居住を支援。
- ・ 大学等の共同カリキュラム運用にあたり、宿泊を伴った研修を受け入れ可能とするために学生寮を改修

(2) 宇治茶実践型学舎

ア 関係機関と連携した効率的な担い手の育成

- ・ 農業大学校に設置されている茶業経営コースと宇治茶実践型学舎を一本化し、効率的・効果的に茶業の担い手を確保・育成する。
- ・ 土壌、病害虫など農業共通のカリキュラムについては、農業大学校と連携し、実践的な研修は茶業研究所や産地と連携するなど、効率的な研修を実施する。
- ・ 茶業研究所と連携し、スマート茶業技術習得の場を設置する。
- ・ 市町村と連携し、研修修了後も継続して研修生を受け入れる法人、地域を発掘する。

(3) 畜産人材育成研修制度

ア 関係機関と連携した効率的な担い手の育成

- ・ コミュニケーション能力、経営など農業分野共通の内容については、農業大学校と連携した教育を行うとともに、耕畜連携など分野横断的な内容は、農林水産技術センターや民間企業と連携するなど、効果的な研修を実施する。
- ・ 市町村等と連携し、研修終了後も研修生を受け入れる法人、地域を発掘する。

イ 高度技術習得の場の設置

- ・ 試験研究部門との連携の下、スマート畜産技術や加工技術習得の場を設置する。

(4) 担い手養成実践農場（農業経営チャレンジ支援事業）

ア 法人雇用の推進

- ・ 府南部地域や府全域の土地利用型作物、茶業、畜産業、果樹など、農地の確保や過大な初期投資が困難で独立就業が困難な業種を対象に、法人雇用を前提とした制度の推進を図る。

イ 受入体制の整備

新たな担い手を受け入れ、地域内への就農・就業を促すため、受入体制の整備を図るとともに、研修専門機械・施設の導入を支援する。

2 林業

(1) 林業大学校

ア 森林・林業科の教育内容の充実

- ・ スマート林業に関する知識・技術の習得の場を設置する。
- ・ シラバス検討会により、時代のニーズに応じたカリキュラムを追加する。
- ・ 他の林大との連携、情報共有によるカリキュラムの追加・充実を図る。
- ・ 京都府立大学や北桑田高等学校と連携した講義や実習など、京都府立林業大学校ならではのカリキュラムを強化・発信する。
- ・ 五感で木材の良さを感じながら就学できるよう、木造の学生寮など、学びの場の環境を整備する。

イ 研修科の教育内容の充実

- ・ 土・日開催やオンライン研修など参加しやすい環境を整備する。

ウ エキスパートコース（仮称）の設置

- ・ 事業地の集約、主伐再造林及び有利販売の実践力養成に向けた研修の場を創出する。
- ・ 府内トップクラスの林業事業体における効率的な施業や、J-クレジット等を駆使した収益性の高い経営能力を習得するカリキュラムを実施する。

エ 農林水産技術センター（森林技術センター）との一体的運営

- ・ 隣接の森林技術センターとの一体的運用による、林業の研究・普及・教育の拠点化を図る。
- ・ 一体的運用により、スマート林業等の最先端技術、機械設備に学生が触れる機会を創出する。

オ 地域との交流活動の拡大等

- ・ 林大祭への参加呼びかけなど周辺地域住民との交流の場を拡大する。
- ・ 在学時からの京丹波町及び近隣市町内への居住や、地域活動への参加を通じ、地域への愛着を高めることによる、府内就業率及び定着率の向上を図る。
- ・ 地元市町村と連携した農山漁村の暮らしや地域の魅力を体感する機会の創出する。

3 漁業

(1) 海の民学舎

ア 座学研修の教育内容の充実

- ・ 漁業経営力を高める研修を強化する。
- ・ コミュニケーション能力向上のための研修を追加する。
- ・ 漁業の多面的機能に関する研修を追加する。

イ 実地研修の教育内容の充実

- ・ 漁村コミュニティへの参加機会を創出する。
- ・ 最新技術の先進地視察の機会を増加する。
- ・ 消費者ニーズの調査を実施する。

ウ 特別講座の設置（若手漁業者を対象）

- ・ 研究機関と連携した実践的な資源管理の講座を開設する。
- ・ 他分野との連携による新規ビジネス立ち上げ講座を開設する。
- ・ 学び直しの場として漁業者のニーズに応じた講座を開設する。

エ 農林水産技術センター（海洋センター）との一体的運営

- ・ 最新技術や機器について学べる機会を創出する。
- ・ 資源管理の研究及び実践に関する協議の場を創出する。

オ 地域との交流活動の拡大

- ・ 地域行事への参加を促し、定着につなげる。

第7 計画期間及び目標数値

1 計画期間

令和7年度～11年度

2 目標数値

(1) 新規就業者数

ア 農業（茶業、畜産業）

イ 林業

ウ 漁業

(2) 事業体の経営力強化

ア 販売額2,000万円／年以上の農業経営体数

イ 素材生産量1万m³／年以上の林業事業体数

ウ 販売額400万円／年以上の個人漁業者数

3 取組状況の評価・検証

P D C A サイクルによる施策体系、目標値の検証、見直し

第8 京都府農林水産業人材確保・育成戦略策定検討委員会の開催

1 開催状況

(1) 分野横断会議

| 開催日 | 内容 |
|----------------|---------------------------------------|
| (第1回) 令和6年6月5日 | 京都府における農林水産業の人材確保・育成の現状の取組、実績及び課題について |
| (第2回) 令和6年9月3日 | 京都府農林水産業人材確保・育成戦略中間案について |
| (第3回) 令和6年 月 日 | 京都府農林水産業人材確保・育成戦略最終案について |

(2) 分野別会議

ア 農業

| 開催日 | 内容 |
|---------------------------|------------------------------------|
| (第1回) 令和6年7月10日 | 京都府における農業の人材確保・育成の現状の取組、実績及び課題について |
| (第2回) 令和6年8月29日 (書面開催) | 京都府農林水産業人材確保・育成戦略中間案について |
| (第3回) 令和6年 月 日 | 京都府農林水産業人材確保・育成戦略最終案について |

イ 林業

| 開催日 | 内容 |
|-----------------|------------------------------------|
| (第1回) 令和6年7月11日 | 京都府における林業の人材確保・育成の現状の取組、実績及び課題について |
| (第2回) 令和6年8月27日 | 京都府農林水産業人材確保・育成戦略中間案について |
| (第3回) 令和6年 月 日 | 京都府農林水産業人材確保・育成戦略最終案について |

ウ 水産業

| 開催日 | 内容 |
|-----------------|-------------------------------------|
| (第1回) 令和6年7月4日 | 京都府における水産業の人材確保・育成の現状の取組、実績及び課題について |
| (第2回) 令和6年8月20日 | 京都府農林水産業人材確保・育成戦略中間案について |
| (第3回) 令和6年 月 日 | 京都府農林水産業人材確保・育成戦略最終案について |

2 委員構成(50音順、敬称略)

(1) 分野横断会議

| 氏名 | 役職 | 備考 |
|-------|------------------------------|----|
| 伊藤 慎吾 | (株)マイナビ地域活性 CSV 事業部 農業活性営業部長 | |
| 大野 一成 | アグリコネクト(株) マネージャー | |
| 岡村 充泰 | (株) ウエダ本社 代表取締役社長 | |
| 桂 明宏 | 京都府立大学公共政策学部 教授 | |
| 阪尻 茂之 | 日新電機(株) 理事 | |
| 鈴木 博之 | (株)国際電気通信基礎技術研究所 副社長 | |
| 田村 篤史 | (株)ツナグム 代表取締役 | |
| 中山 玲子 | 京都女子大学 副学長 | |
| 古田 裕三 | 京都府立大学大学院 生命環境科学研究科長 | |
| 星野 敏 | 京都大学 名誉教授 | 座長 |
| 牧野 光琢 | 東京大学大気海洋研究所 教授 | |

(2) 分野別会議

ア 農業

| 氏名 | 役職 | 備考 |
|-------|-------------------------|----|
| 岡安 賢治 | J A京都にのくに万願寺甘とう部会協議会 会長 | |
| 桂 明宏 | 京都府立大学公共政策学部 教授 | 座長 |
| 北本 錦司 | 京都府茶生産協議会 副会長 | |
| 小林 敏和 | 綾部市農林商工部 次長 | |
| 杉山 裕亮 | (株) ミルクファームすぎやま 代表取締役社長 | |
| 古谷 規行 | (一社) 京都府農業会議 副局長 | |
| 村上 友一 | J A京都中央会 参事 | |
| 村田 正己 | 京都府農業法人経営者会議 会長 | |
| 湯川 佳秀 | 京都府立農芸高等学校 校長 | |

イ 林業

| 氏名 | 役職 | 備考 |
|-------|--------------------------------------|----|
| 芦田 竜一 | 京都府木材生産業者等連絡協議会 会長 | |
| 磯本 有朋 | (公財)京都府林業労働支援センター 事務局長 | |
| 田中 良泰 | 京都府立北桑田高等学校 校長 | |
| 古田 裕三 | 京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 生命環境科学研究科長・教授 | 座長 |
| 松田 純一 | 京都府森林組合連合会 参事 | |
| 山内 敏史 | 京丹波町産業建設部農林振興課 課長 | |

ウ 水産業

| 氏名 | 役職 | 備考 |
|-------|---------------------|----|
| 安達 純 | 京丹後市農林水産部海業水産課 課長 | |
| 井谷 匡志 | (公財)京都府水産振興事業団 専務理事 | |
| 上林 秋男 | 京都府立海洋高等学校 校長 | |
| 倉 幹夫 | 京都府定置漁業協会 会長 | |
| 仲野 東 | 京都府信用漁業協同組合連合会 専務理事 | |
| 中村 善之 | 宮津市産業経済部農林水産課 課長 | |
| 橋本 利将 | 伊根町地域整備課 課長 | |
| 牧野 光琢 | 東京大学大気海洋研究所 教授 | 座長 |
| 真下 了代 | 舞鶴市産業振興部水産課 課長 | |
| 松尾 信一 | 京都府漁業協同組合 専務理事 | |

(参考)用語集

農業

| 語句 | 説明 |
|--------------|---|
| 親元就農 | 3親等以内の者が経営主である経営体において農業に従事すること。 |
| 会社経営体 | 会社法に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社で漁業を営んだもの。 |
| 基幹的農業従事者 | 15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として農業に従事しているもの。 |
| 企業的経営体 | 明確な理念と目標を掲げ、目標達成を目指して所得の拡大や経営発展に向けた事業を展開するとともに、経営の継続性を備えた経営体。 |
| 経営耕地面積 | 農業経営体が経営している耕地の面積。自家で所有し耕作している耕地(自作地)とよそから借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計。 土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積。 所有地(田、畑、樹園地)－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地 |
| 荒廃農地 | 現に耕作されておらず、通常の農作業では作物の栽培が不可能な農地。 |
| 雇用就農 (就業) | 企業として農業生産を行っている経営体などで、従業員として働き、給与をもらい農業に従事すること。就業とも言う。 |
| 就農 | 新たに仕事として農業を始めたもの。なお、農業協同組合等の関連団体や地方公共団体に就職した者はカウントされない。 |
| 集落 | (農山漁村地域において地縁的、歴史的な背景等から)一定の土地に数戸以上の社会的なまとまりが形成された住民生活の基本的な生活単位であり、市町村行政において扱う行政区の基本単位。 |
| 常時雇用経営体 | 常雇いを雇い入れた経営体。 |
| 定年帰農 | 農村出身者が定年を契機に故郷の農村に戻る、農村に移住するなどして農業に従事すること。 |
| 独立(自営)就農 | 新たに経営主となり、農業に従事すること。 |
| 農のある暮らし | 生活の一部に農に関わる活動を取り入れ、農の部分で収入を得ながら、地域に溶け込み、農村での暮らしを実践すること |
| 農業版 MBA | 農業における経営戦略やマーケティング、組織論など企業経営に関わる知識を習得できる講座 |
| 半農半X | 他に仕事を持ちながら農業を営む働き方、ライフスタイル |

林業

| 語句 | 説明 |
|-----------|---|
| 林業への新規就業者 | 新たに仕事として林業を始めたもの。森林組合に就職したものを含むが、関連団体及び地方公共団体に就職したものはカウントされない。 |
| 素材生産量 | 立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き丸太にした量の体積を表し、一般的には立方メートル(m ³)の単位で表示する。 |
| 林業事業体 | 他者からの委託または立木の購入により、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他社への請負により、伐採、造林などの林業生産活動を行う森林組合、素材生産業者などの事業体 |
| 林業労働者 | 府内に住所を有し、1年間に30日以上林業労働に従事し、賃金の支払いを受けたもの |
| 基幹的な林業人材 | 地域林業の基幹的役割を担う森林作業技術者 |
| 林業現場技能者 | 専門的かつ高度な知識・技術・技能を有し、造林・間伐等の森林施業を効率的に行える現場技能者 |

漁業

| 語句 | 説明 |
|-------|--|
| 会社経営体 | 会社法に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社で漁業を営んだもの |
| 漁業 | 魚介類及び海藻類を、捕獲または養殖し、収入を得ること。 海面漁業（遠洋漁業、沖合漁業、沿岸漁業）、海面養殖業、内水面漁業、内水面養殖業に分かれる。 |
| 漁業経営体 | 漁業を営む経営体 |
| 個人経営体 | 個人で漁業に営んだもの。 |
| 就業 | 新たに仕事として漁業を始めたもの。漁業協同組合等の関連団体や地方公共団体に就職したものはカウントされない。 |
| 水産業 | 漁業に加え、水産加工業、水産流通業を加えたものを指す。 |